

## 岡山県糖尿病医療連携体制検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 第6次岡山県保健医療計画に基づき、糖尿病の医療に係る医療連携体制の構築に向け、疾病の経過等に応じて医療機関に求められる医療機能等の具体的な要件その他連携の推進等に必要な個別の諸課題について検討する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、糖尿病の医療に係る次の事項について協議し、及び検討する。

- (1) 疾病の経過等に応じて医療機関に求められる医療機能等の具体的な要件に関すること。
- (2) 連携の推進状況を把握するための指標（目標とする指標を含む。）に関すること。
- (3) 地域連携クリティカルパスの作成及び普及に関すること。
- (4) その他糖尿病の医療における医療連携体制の構築に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、委員25名以内で組織する。

- 2 委員は、医療関係者のうちから知事が委嘱する。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期が満了した場合においても、後任者が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行う。

### (会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

### (意見の聴取)

第7条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、岡山県保健福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。